

# 一般社団法人日本義肢装具学会施行内規

## 会則検討委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、会則検討委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

第2条 委員会は、理事会より諮問された会則に関する事項について検討し、理事会に答申する。

2. 委員会は、会則に関する検討業務を行い、理事会に上申することができる。

### 〈構成〉

第3条 委員の定数は10名以内とする。

### 〈運営〉

第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長からの請求によって開催する。

2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。

3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。

4. 決議は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の決議を経たのち理事会の承認を得て実施する。

2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。

3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。

4. この内規は平成26年7月11日から一部改正により施行する。

## 編集委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、編集委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

- 第2条 委員会は、学会誌の発行に関する業務を行う。
2. 委員会は、土屋和夫論文賞を選考する。
  3. 委員会は、理事会から附託された業務を行う。

### 〈構成〉

- 第3条 委員の定数は10名以内とする。
2. 編集事務局として、学会誌刊行センターの関係者が委員会に出席することができる。

### 〈運営〉

- 第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長からの請求によって開催する。
2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
  3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。
  4. 決議は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の決議を経たのち理事会の承認を得て実施する。
2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。
3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。
4. この内規は平成26年7月11日から一部改正により施行する。

## 研修委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、研修委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

第2条 委員会は、義肢装具学の研修に関する業務を行う。  
2. 委員会は、理事会から附託された業務を行う。

### 〈構成〉

第3条 委員の定数は10名以内とする。

### 〈運営〉

第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長の請求によって開催する。  
2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。  
3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。  
4. 決議は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の決議を経たのち理事会の承認を得て実施する。
2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。
3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。
4. この内規は平成26年7月11日から一部改正により施行する。

## 学会賞・研究助成選考委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、学会賞・研究助成選考委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

第2条 委員会は、学会賞および研究助成の選考に関する業務を行う。  
2. 委員会は、理事会から附託された業務を行う。

### 〈構成〉

第3条 委員会は医師、エンジニア、義肢装具士あるいは義肢装具製作技術者、理学療法士、作業療法士、及び必要があれば学識経験者で構成する。  
2. 委員の定数は10名以内とする。

### 〈運営〉

第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長の請求によって開催する。  
2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。  
3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。  
4. 決議は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の決議を経たのち理事会の承認を得て実施する。
2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。
3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。
4. この内規は平成28年7月2日から一部改正により施行する。

## 標準化委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、標準化委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

第2条 委員会は、義肢装具等の標準化に関する調査及び検討を行う。

2. 委員会は、学会におけるISO及びJIS関係の業務を行う。
3. 委員会は、理事会から附託された業務を行う。

### 〈構成〉

第3条 委員の定数は10名以内とする。

### 〈運営〉

第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長からの請求によって開催する。

2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。
4. 決議は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の決議を経たのち理事会の承認を得て実施する。
2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。
3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。
4. この内規は平成26年7月11日から一部改正により施行する。

## 広報委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、広報委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

第2条 委員会は、ホームページその他広報に関する業務を行う。

2. 委員会は、理事会から附託された業務を行う。

### 〈構成〉

第3条 委員の定数は10名以内とする。

### 〈運営〉

第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長の請求によって開催する。

2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。
4. 決議は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の決議を経たのち理事会の承認を得て実施する。
2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。
3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。
4. この内規は平成26年7月11日から一部改正により施行する。

## 用語委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、用語委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

第2条 委員会は、義肢装具学の用語に関する事項を検討し、理事会に答申する。

2. 委員会は、理事会から附託された業務を行う。

### 〈構成〉

第3条 委員の定数は10名以内とする。

### 〈運営〉

第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長の請求によって開催する。

2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。
4. 決議は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の決議を経たのち理事会の承認を得て実施する。
2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。
3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。
4. この内規は平成26年7月11日から一部改正により施行する。

## 生涯教育ありかた検討委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、生涯教育ありかた検討委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

第2条 委員会は、生涯教育のありかたの検討に関する業務を行う。

2. 委員会は、その活動の一環として「認定制度」を設け、その目的・基準・方法の検討をする。
3. 委員会は、理事会から附託された業務を行う。

### 〈構成〉

第3条 委員の定数は10名以内とする。

### 〈運営〉

第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長の請求によって開催する。

2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。
4. 決議は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の決議を経たのち理事会の承認を得て実施する。
2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。
3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。
4. この内規は平成28年3月26日から施行する。



## 国際化委員会

### 〈目的〉

第1条 本内規は、定款施行規則第7章委員会に基づき、国際化委員会（以下委員会）の運営に関する細目について定める。

### 〈事業〉

第2条 委員会は、理事会より諮問された以下の国際化に関する事項について検討し、理事会に答申する。

- 1) 国際交流
  - 2) 国際支援
  - 3) 国際教育体制の構築
  - 4) その他、本学会の国際化に関わる事項
2. 委員会は、前項の国際化に関する検討業務を行い、理事会に上申することができる。

### 〈構成〉

第3条 委員の定数は10名以内とする。

### 〈運営〉

第4条 委員会の開催は担当理事又は委員長からの請求によって開催する。

2. 委員会の議長は委員長とする。不在の場合は委員長が指名した委員とする。
3. 議題の提出は担当理事、委員長、委員のいずれもが行えるものとする。
4. 議決は議長を除く出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 附則

1. この施行内規は、委員長を含む全委員の3分の2以上の議決を経たのち理事会の承認を得て実施する。
2. この内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は、申合せで定める。
3. 申合せは、理事会の承認を必要とする。
4. この細則は平成30年7月28日から施行する。